

| 令和6年陸別町議会9月定例会会議録（第4号）                                 |            |                    |       |             |        |       |
|--|------------|--------------------|-------|-------------|--------|-------|
| 招集の場所  | 陸別町役場議場    |                    |       |             |        |       |
| 開閉会日時<br>及び宣告  | 開会         | 令和6年9月11日 午前10時00分 |       |             | 議長     | 久保広幸  |
|  | 閉会         | 令和6年9月11日 午後1時14分  |       |             | 議長     | 久保広幸  |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員                                    | 議席番号       | 氏名                 | 出席等の別 | 議席番号        | 氏名     | 出席等の別 |
| 出席 7人<br>欠席 0人<br>凡例<br>○ 出席を示す<br>▲ 欠席を示す<br>× 不応招を示す | 1          | 濱田正志               | ○     |             |        |       |
|  | 2          | 三輪隼平               | ○     |             |        |       |
|  | 3          | 渡辺三義               | ○     |             |        |       |
|  | 4          | 工藤哲男               | ○     |             |        |       |
|  | 5          | 中村佳代子              | ○     |             |        |       |
|  | 6          | 谷 郁 司              | ○     |             |        |       |
|  | 8          | 久保広幸               | ○     |             |        |       |
| 会議録署名議員  | 三輪隼平       |                    | 渡辺三義  |             |        |       |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                                      | 事務局長 請川義浩  |                    |       | 主任主査 竹島美登里  |        |       |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名                                  | 町 長        | 本田 学               |       | 教 育 長       | 有田勝彦   |       |
|  | 監 査 委 員    | 村本和弘               |       |             |        |       |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名                                     | 副 町 長      | 今村保広               |       | 総務課長        | 丹崎秀幸   |       |
|  | 町 民 課 長    | 遠藤克博               |       | 産業振興課長      | 菅原靖志   |       |
|  | 建 設 課 長    | 清水光明               |       | 保健福祉センター次長  | 空井猛壽   |       |
|  | 総務課参事      | 瀧澤 徹               |       | 国保関寛斎診療所事務長 | （空井猛壽） |       |
|  | 総務課主幹      | 清水 遊               |       | 産業振興課主幹     | 村田拓也   |       |
|  | 建設課主幹      | 山崎 誠               |       | 保健福祉センター主幹  | 前田智美   |       |
|  | 保健福祉センター主幹 | 向井 啓               |       |             |        |       |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名                                    | 教 委 次 長    | 瀧澤 勇二              |       |             |        |       |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名                                | 農委事務局長     | 本間 希               |       |             |        |       |
| 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名                             |            |                    |       |             |        |       |
| 議 事 日 程  | 別紙のとおり     |                    |       |             |        |       |
| 会 議 に 付 し た 事 件  | 別紙のとおり     |                    |       |             |        |       |

|           |        |
|-----------|--------|
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
|-----------|--------|

◎議事日程

| 日<br>程 | 議 案 番 号     | 件 名                            |
|--------|-------------|--------------------------------|
| 1      |             | 会議録署名議員の指名                     |
| 2      |             | 一般質問                           |
| 3      | 諮 問 第 1 号   | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて    |
| 4      | 意見書案第2号     | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 5      | 発 議 案 第 3 号 | 議員の派遣について                      |
| 6      |             | 委員会の閉会中の継続調査について               |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） おはようございます。

お座りください。

○議長（久保広幸君） 佐藤農業委員長より欠席する旨報告がありました。庄野会計管理者及び藤本総務課主幹より欠席する旨報告がありました。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告綴のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎開議宣言

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番三輪議員、3番渡辺議員を指名します。

---

### ◎日程第2 一般質問

---

○議長（久保広幸君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） よろしくお願ひします。

8月3日、私は札幌コンベンションセンターで行われました新規就農フェアへ、農業委員の立場として道内他町村の新規就農者確保にかける姿勢と取組について視察をいたしました。

そこで、今回の質問については、第6期陸別町総合計画に沿う中で通告のとおり、新規就農者確保対策についてと、陸別町の産業の外国人労働者増加に伴う町の対応の2項目について質問いたしたいと思ひます。

まず、新規就農者確保対策についてであります。8月3日の新規就農フェアでは、道内60町村がブースを出展し、自分の町村の就農体制をアピールする中、1日で175名の就農希望者が会場を訪問しており、陸別町からは昨年より町長、組合長が役場、農協か

ら各1名の職員を同行して、ブースにて就農希望者の相談対応に当たっておられます。

昨年、私は9月の定例会において、新規就農者について一般質問した経過があり、その町長答弁で就農フェアへ参加し、就農希望者の相談を受けたというような答弁がありましたが、行って見て、出展の各ブースを回ってみました。町長、組合長がブースに立って対応しているブースは、恐らく陸別町だけだったと思います。大変御苦労さまでございました。

私は、農業委員長と農業委員会事務局長と3名で帰りの車の中で、就農フェアについていろいろ話をしました。自分の町のことはあるものの、新規就農者確保に関して、町長、組合長がブースに立つことは、他町村にはないことであることから、陸別町の農地利用最適化の意味からも農業委員会としても、新規就農に関して、さらに考えるべきであると互いに話をしたところであります。

陸別町の農業関係者とも協議の上、優秀な新規就農者確保に向け協議し、ぜひ時間を取っていただき、新規就農者確保にブースに立っていただきたいと思っておりますし、陸別町は町長と組合長がブースで就農希望者の相談をしているとうわさが立つぐらい、継続していただきたいと思っております。また、ホームページ、SNSを通して、町長、組合長がブースに入り、陸別町の就農相談について、即断、即決体制をつくっていることをアピールしていただきたいと思っております。

さて、陸別町の基幹産業である酪農をめぐる全国の状況は北海道酪農協会通信によりますと、農林水産省の畜産統計、令和6年の2月1日現在では、全国の乳牛飼養戸数は1万1,900戸で、前年に比べると700戸、5.6%減少した旨を報告しております。

平成27年の乳牛飼養戸数は、1万7,700戸であったが10年で5,800戸が離農及び経営形態を変えるなどに至っている状況の中、このままのペースで離農が進むと3年後には全国の酪農家が1万戸を下回る恐れがあり、より一層、酪農経営の安定継続に関する対策が急務だとの見解を出しております。

この通信によりますと、北海道において、令和5年では5,380戸、令和6年では5,170戸と1年で210戸の減少であり、離農率は3.9%であり、全国の離農戸数5.6%よりは低い離農率ではあるようであります。

このような全国、全道の状況の中、陸別町の乳牛飼養搾乳酪農家の推移は平成21年においては66戸の酪農家戸数でありました。令和6年においては36戸と15年で30戸の離農、経営転換等により減少となり、15年で45.5%の現象となっております。

これらから、さらに酪農経営基盤の盤石化、後継者・担い手確保、酪農従事者への支援対策が急務であると確信をしているところであります。

道内においても、離農戸数が多い中で、令和3年における道内の新規就農者総数は477人でありました。しかし、平成30年までは毎年600人程度と推移してまいりましたが、コロナ禍の影響もあったせいか、令和元年より500人を割る就農者となっており、減ってきている状況にあります。令和3年に道内就農者477人のうち、酪農家とし

での就農は78名となっており、477人のうち十勝管内の新規就農者101人中47人が酪農家として就農している状況にあり、道内の酪農就農希望者78人中47人と60%が酪農就農先として十勝を選択している状況であることが、就農フェアの資料に掲載されております。

私は農業委員会の立場でもあります。農業委員会の目的は農地の利用の最適化であり、これは農地の集積、集約化、遊休農地の解消、新規参入促進を目指すことを意味しております。本年、農業委員会においては、農地の所有者や耕作者に対し、今後の農地利用意向を確認するため、調査を実施しております。

そこで、令和6年6月末の時点で、アンケートの中間報告では5年後の経営の意向について、経営を中止する農家が6件と集計でありました。基幹産業を酪農とする陸別町では、酪農を継続させるために酪農後継者、継承できる担い手、新規就農者の確保が必須であり急務でもあり、今後、さらに産業の振興課、農業委員会事務局と、役場の横のつながり、業務連携等も非常に重要になってきていることを感じております。

まず、そこで就農フェアへの町長の参加の継続のお考えと、新規就農を増やすため、町、農協、農業委員会と他の就農に係る関係機関との連携を陸別町独自の対策として、今後どのようにお進めになるか、まずお考えを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 8月の就農フェア、工藤議員にもお越しいただきまして、本当にありがたいなと思っております。

私も公約に、トップセールスということで掲げております。第一産業、農業、林業であります。そこだけではなくて、ほかの人材というか、人手不足は起きていることでありますので、様々な場面でトップセールスをしていきたいと思っている中の一つであります。昨年も6月に行かせていただきまして、今年も組合長と行って。行き帰り、札幌なので時間も結構4時間なりありますので、その間にいろいろな、フェアもフェアなのですが、その間に組合長といろいろと、現状だとか政策だとか様々なお話もできることも、一緒に行く一つの利点とっております。

このフェア、昨年も行って、今年も行ったときに、何が問題かと自分で思ったことの一つに、いかに、陸別町のブースに人が来てもらうかということなのです。今回も、先ほど、工藤議員がおっしゃっていた175名、60ブース。ニーズが様々であります。畑作であったり、畑作が多いという実感をしております。それと、あと放牧です。今、大規模でやろうとしている人たちは今の農業情勢の中に非常に皆さん来る方も勉強されていて、小規模で30頭だとか50頭だとか、そんなお話をさせていただいております。

私が行く、自分で考えた利点というものは、組合長とセットで行くということが、これが一番のポイントでありまして。農業関係に、もし就農するのであれば、すぐそこに事務方もいますし、そこで先ほど工藤議員もおっしゃっていた即決というか、そこでのストレートにお話ができることをしたいと思って、2人で、組合長にも行きましょうというこ

とで賛同いただいたところなのですが。

農業に関しては、陸別の現状の減に関しては、当然、組合長なり事務方、農協職員も町職員も詳しいはずなので、そこでお話しします。私が行く利点の中には、ここで就農した後、家族で来られたりだとか、そういう方たちが、やはり、陸別の政策、子育て支援だとか様々なことに関して質問が来ます。町長ですという名刺を渡した瞬間に、やはり、組合長もそうですけれども、大体びっくりされます。2人が来ているのですねというところから。そこで、ストレートにこんな町で、こんな政策をやって、何か不安があったら、その後は、町長のところにすぐ来てくださいということで、そういうことのお話ができることが一番なのかなと思っております。

そこで、陸別町に一発目に来ていただけるような方法は何かないのかなと、先ほどSNSやホームページなどという、いろいろお話もありましたが、今現在、ホームページからいくと、「しごと・産業」というところをクリックして、農業が出てきて、新規就農という、ちょっと複雑化ではないのですが、前面のところには新規就農というものが出てきていないので、その辺もいろいろと課と、そこで一発で行けるような形にできないかとか、いろいろと言っている中に今後検討していかなくてはいけない部分なのかなと思っております。

参加の継続ということではありますが、これはもちろん、スケジュール的なこともありますが、最優先して、新規就農に関しては情報が入りますので、今年も早いうちに、いろいろなものが重なったり、次の日、オフロードレースがあったりだとか、様々な、産業振興課のほうも、人間的な工夫をしながら、そこに行くということでやっておりますので、今後も参加継続ということは、それはもちろん続けていく考えております。

それと、新規就農ということで、今現在の受皿であります、陸別町農林推進協議会、ちょっと長いので農推協と言わせていただきますが、まず、新規就農者に対しては、こういうパンフレットを渡しております。ここに陸別町の電話番号が書かれて、この流れで、受皿として農推協が受皿。この組織が、多分、工藤議員がいつもお話していただいている、組織というものは、農業委員会長が会長になって、そして副会長が農協組合長、森林組合長、私も理事に入って、その中に、北海道農業共済組合十勝北部支所長、そして、十勝農業改良普及センターの十勝東北部支所長が理事で入っている組織があります。まず、そこに受皿として、今まで対応してきているところでもあります。新規就農を目指す方には様々な方がいまして、経験を積んでいる方もいますし、本当に興味を持たれて、牛に触ったこともない方もいろいろいますが、体験とかですね、インターンですね、就農体験のお手伝いも農推協でしております。

様々な希望がありますので、短期間、2日3日の研修であったり、体験ですね。長いものでは1か月から2週間とか、1か月単位だとかという期間で、目指す牧場のスタイルに合わせた牧場の体験をしていただき、新規就農ということにつなげていただければと思っております。

そこで、この農推協のほうに来ていただいて、今の研修になるのですが、陸別町のほうで、旅費とか体験中の宿泊等の助成も行っているところでもあります。平成12年に新農業人育成条例ということが策定になってから、25年間の間、本当に一生懸命、各関係機関、職員等ともやっていただいて、8組9名の方が新規就農ということになっております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 陸別町の対策として、まず受皿を窓口として、農推協、農林推進協議会を中心にやっていくということで、もっとこれを充実させるというような意味でよろしいのでしょうか。

それと、全国で就農フェアが大体5回ぐらいあるみたいなのです。これ全てに町長出るつもりでしょうか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 全てはなかなか難しいのですが、今回の札幌のことに関しては行けるところもありまして、あと道外もあります。その辺もスケジュールが合えば行こうかと。全てはちょっとなかなか難しいかと思うのですが、行ける限りは行きたいなと思っております。

農推協の充実ということではありますが、現時点の中で、そこに組織がありますので、これが工藤議員のこの後の意見になるかどうかあれなのですが、そこに対して、これからどういうふうにしていったらいいのかということが、まず、ここが基本であるということをお理解いただくために、今の現状としてお話をさせていただきました。これが、今、機能している、機能していないではなく、十分機能しているということで、今の受皿の中になっていると思っておりますが、そこで、いろいろと感想もあつたりとか、いろいろと考えもありますので、これを充実させるためにいろいろな御意見は聞きたいというところがあります。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） いずれにしても、農推協の機能の充実ということも、一つ十分にやっていただきたい。

それと、今、やはりネット社会なのです。このネット社会で、やはりSNS、それからホームページというものは非常に重要だと思いますので、いろいろと考えてやっていただきたいと考えます。

それでは、次。他町村もいろいろ考えて、新規就農体制というものも考えて取り組んでいると思います。新規就農させることに関しましては、まず大事なことは、就農牧場の確保による牧場施設、農地、住宅等の明け渡しの協議をすることが最も必要となってきます。また、研修期間の研修牧場の確保というものも必要となってきます。

私は、自分の理想の酪農を考える就農者において、希望の同じ飼い方の牧場で研修させ

るべきだとは思っておりません。大切なことは、研修先、農協、町と研修を通して、もうかる酪農経営を目指すために協議して、しっかりとした酪農経営を模索して、町、農協の指導者は考えられる形態のシミュレーションを提案していくことが大切だと思っております。

就農フェアで就農された方が、就農プロセスをプレゼンしておりましたが、研修を行う時点で、就農する場所、牧場が決まっていなくてやる気が出ないという発表をしておりました。私も、そのとおりであると思っております。私が就農を目指し、研修をすれば、研修中、休みの時間があれば、就農すべき牧場に出向き、この施設で何をを目指すのかなど、いろいろ考えを膨らませることをしていくと思います。また、そういう時間がないといけないと思います。

陸別町は新規就農に関して、既存酪農家が離農後の牧場を含む施設全般の牧場の明け渡しの協議により、新規就農者の場所確定が一番難しいことではありますが、対応が遅いと思っております。

そこで、今後の新規就農者に係る就農はまた継承牧場の確保対策について、どのような方法で確保するのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 農業だけではなく商業もそうなのですが、やはりこういう案件に関してはいろいろとプライベートな部分も入っていったりだとか、離農した後に、簡単に言うと牛舎だけではなく、お家もとか、いろいろなお話をしていかななくてはならないことになると思うのです。ここが一番の問題というか、受皿ですね、今、議員がおっしゃるとおり。受皿をどうしていくかということが、ずっと、自分がなってから、新規就農フェアに行き、受皿をどういうふうにして作っていくのかということが一番の課題になっているのかと。組織論もあるのですが、就農に興味を持って、実際、去年もそうなのですが、フェアに来てもらった方が陸別町に来て、どんな町かということで1回お越しいただいたり、興味を持ってもらったりということはあるのです。そこから研修で来てもらって行きます。行って、最終的に今、議員がおっしゃったとおり、どういう牧場があって、どういうことになるのだということまでを見ていないと、ゴールが見えないのです。その間のいきさつで、今、お勉強に、なるほどと思ったことが、希望で、先ほど私が言った30頭だとか50頭だとか希望があります。それで来るのではなくて、いろいろなまた別のところも見てもらって、今、いいキーワードというか、もうかる農業というところがどこなのだというところも研修でやってほしいということは、なかなか自分では浮かばなかったことなので、そこに特化していくと、どういう牧場がいいのかということ、こちらがまず用意をしてあげなくてはならないことになるとかということが、今、ヒントにはなったのかと思っております。

では、どうしていくのかというお話なのですが、これが、農推協のほうでやってくれとかということではなくて、やはり、いろいろな、これは人と人とのつながりの中にあるの

で、自分的な情報の中に、組織がどうだということではなくて、やはり、工藤議員から、いつもアドバイスをいただいているような、こういうところでこういうところがありますとか、そういう情報ももらいながら、やはりいきなりうちの職員とか農協職員が行って、ここを譲ってくださいとか、そういう話はなかなか難しいです。では、組織が動けばいいのかという話ではなくて、やはり、アンテナを立てて、いろいろな情報ももらいながら、そして、動かすところはどこなのかとなっていくのですが、それが農推協だったり、農協だったり、町だったりということになるのですが、これは今、自信を持って、今、連携が農協ともきちんと密に連携は取れていると自分では思っておりますので、そこら辺で、組織がというよりは、情報をいただきながら進んでいくしかないのかなと。いろいろな人伝えがありますので、この案件があったというのであれば、いろいろな方に間に入ってもらったり、そういう手法しか今はないのかなと。いきなり町が行って、どんと話をしたところで、やはり先ほど言ったように、プライベートの話にもなってきますので、そういうやり方が一番なのかなと今は思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今、町長からお聞きしましたけれども、近くの町村に離農後の牧場を、第三セクターをつくって、そこが買い取る。買い取って、そこに就農者を徐々に入れていくというシステムをつくっているところもあります。そういうところも、ある程度視察して進めていって、明け渡し、完全に新規就農者に明け渡す体制を早くつくっていただきたいと要望いたしたいと思えます。

次の質問に入りたいと思えます。

私は、陸別町の産業を守るために新規就農、町内の産業の企業者確保による対策も非常に重要であると思っております。しかし、今、陸別町の産業を支え継続している農業、林業、商業、福祉事業について、全てについて、影響を与えている大きな問題となっているものが労働者の確保対策である。特に陸別町については、外国人労働者は私の7月末ぐらいの調べによりますと、福祉施設20名、酪農家39名、土木業で2名、教育施設を含めると大体62名以上の外国人労働者が陸別町の産業で働き、労働不足を補っていただいておりますが、少子高齢化の状況から、今後ますます外国人労働者に頼らなくてはならないのではないかと思っております。

私は現在、陸別町の働いている外国人に関しては少子化、過疎化、人口減少、労働力、人口の解消の救世主と思えるほどに、今後、長い定住と永住を願っておりますし、そのために、陸別町がよい環境と対応を提供すべきと考えております。

その環境については、陸別町ならではの多文化共生のシステムとして、間違いなく町がつくっていくべきであると思っております。

そこで、外国人労働者が今後、ますます増えることが考えられることから、現在と今後の町の対応に関して町長のお考えを伺っていきたいと思えます。

日本の人口につきましては、団塊の世代以外全て75歳になる来年2025年には、75歳以上が人口の18%になり、40年後の2065年には人口が8,808万人にまで減少し、65歳以上の人口は全人口の約38%になるということが、国立社会保障・人口問題研究所が推計しております。

その中で、全国の労働力人口は2022年の6,902万人から、現状維持のシナリオでは2030年には6,556万人、2040年には6,002万人と減少が見込まれております。

陸別町においては、特に過疎化、人口減少の影響もあり、労働力減少は避けられない現実として受け止め、陸別町だけでなく、ほかの町村は地域の産業を守るため、外国人労働者を雇用する方向へと考えざるを得ないと考えます。

私は昨年12月の定例会において、外国人労働者確保対策について一般質問しました。その質問に対して、町の御意見箱に、人手不足イコール外国人雇用は安易、一時的な外国人労働者でなく、定住可能な日本人を確保すべき、陸別町の議員であるならば日本人にとって住みやすいまちづくりを目指すべきと町民の方から御意見をいただきました。私もその御意見のとおり、私も可能であれば、そのとおりであると思います。しかし、陸別町の産業、例えば、酪農の継続を考えると日本人の雇用は募集しても来ないことが現状となっております。

昨年6月の陸別町農協主催の農業祭においては、町長も参加してお気づきのこととは思いますが。多くのインドネシア人、ベトナム人が参加し、国際色あふれる農業祭になっております。これは20年前では考えられない光景であります。北見の大型スーパーに行っても、海外の食文化に合わせた商品が多くなってきていますし、特別な海外商品専門ブースが増えてきている状況を目にします。私は食文化、生活文化の違いはあるものの、外国人の増加を受け入れ、永住促進も今後陸別町だけでなく、あらゆる町、産業で考えていくべきではないかと思っております。

陸別町の外国人労働者の増加については、農業を研修とした農業技術習得のための、外国人の国際貢献人材育成を目的とした技能実習制度でありました。この技能実習制度は外国人が最長で5年間働きながら技能を学ぶことが目的ですが、全国的に厳しい職場環境に置かれた実習生の失踪が相次ぎ、人権侵害の指摘があるなどして、政府の有識者会議は今の技能実習制度を廃止し、制度の目的を国際貢献から外国人材の確保と育成に変え、今後とも名称も育成就労としようとしております。

この技能実習制度の廃止と、新制度、育成就労を新設するシステムは、育成就労、出入国管理法などの改正案が本年4月より国会で審議され、改正法の施行は2026年から2027年になると予想されているところであります。外国人材確保と人材育成を目的とした新制度、育成就労へと移行し、基本的には3年の育成機関で特定技能1号を水準にすることで、外国人労働者の就労は特定技能制度を中心とした制度設計に移行するとするものであります。

陸別町の外国人労働者については、大方が現在技能実習生と特定技能1号であり、通算5年まで在留することができますが、特定技能2号の場合は、更新する限り、上限なく在留でき、就労ビザであることから、雇用されていれば、実質永住することも可能ということになります。現在、陸別町では、介護と酪農、土建の業種以外にも使っていますが、外国人労働者を雇用しておりますが、人材不足の折、優秀な人材においては、日本語能力試験を受けさせて、特定技能2号として陸別町に永住して働いていただきたいと思うことが、企業雇用者の本音ではないかと思えます。

今年の3月、特定技能制度の対象分野が追加拡大されました。自動車運送業、鉄道、林業、木材産業も追加されております。今まで、林業業界で外国人労働者が雇えなかったことが、今後労働者として雇用できることとなっております。

ここまで、陸別町に外国人労働者が増加し、今後さらに特定技能外国人が増える可能性がある状況で、育成就労は3年在留、特定技能1号は最高5年在留、特定技能2号は在留上限なしと、最低3年から5年以上は定住し、さらに永住することも考えられます。外国人受入れに関し、現在、町は今後の対応に関して、受入れ企業、または各関係団体、さらに特定技能外国人個人と意見交換などを行っているのか、また今後行う予定があるのか伺いたいと思えます。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 外国人労働者については、事業主さんの本当に努力によって確保されているのかと思っております。個人、法人の牧場へ、福祉施設、建設業で就労及び実習を行っているということで、この人手不足の今の問題の中に本当に努力されて、陸別町に就労、実習ということで来ていただいているのかと思っております。

令和6年8月29日現在、外国人が陸別町にどれだけいるのかということからお話をしますと73名でありまして、特定技能ですね。先ほど1号ということで27名、農業関係で18名、福祉が9名。そして技能実習ということで38名、農業が27名、福祉が8名、建設が3名、あとその他ということで配偶者であったり永住者であったりということになります。今、外国人が73名ということで、議員おっしゃるとおり、陸別町の人口の割合からいくと、相当な人数が入ってきて、農業祭もそうですし、北勝光生会の感謝祭を参加させていただいた中に、北勝光生会はネパールのいろいろ、民族の踊りとかを見せていただいたりだとか、本当に陸別町に外国人がいるということは、あまり意識しなくても実感するところなのかなと思っております。

これから、この外国人の対策についてどうしていくのかということで、現時点では、事業主さんとお話をしたりとか、そういうことは行ってはおりません。必要性は議員がおっしゃるとおり感じております。今後、これから今の就労なり、陸別に実習とか、今、人数は言ったとおりののですが、どのようにその人たちの不安とか、様々なケアだとか陸別町の楽しみ方だとか、様々なことがこれからどうできるのかということは、ちょっとお時間をいただいて、事業主さん等に意見をいろいろ伺いたいと思っております。

自分自身で、農家さんとか休みのときに回らせていただいて、意見交換もさせて、どこどこで集会というやり方はしていないのですけれども、回らせていただいております。その中で聞くことは、今の300円のハイヤーですね、それをものすごく有効に使っていただいて、ちょっと前までは自転車で山から来ている方たちがいて、本当に大変な思いをして来ているのかというところも見受けられたのですけれども、今はハイヤーを使っている、買物だとか、役場に用事があったりだとか、いろいろそういうところにはなっている。政策的な面とか、そういうところでもちょっと今のものは役立っているということもありますし、交流もそうなのですけれども、いろいろと御意見を聞きたいなど。これだけ増えてきていることはものすごく実感して、工藤議員と同じ気持ちではおりますので、やはり聞き取りをして、どういう形がいいのかというところを探りたいと思っております。

交流会を、自分の頭の中で、外国人とか町民との交流会というのも一つの案だとは思いますが、そのやり方もいろいろな業種がおりまして、本当に農家さんは昼間しか出れなかったりということもありますので、それを一概にやったからというパフォーマンスではなくて、本当に寄り添えるようなものを探りたいということが自分の本音なのですけれども、それが今ここでどれかということは結論は持っていないのですけれども、そういう優しさを持った温かい政策というか、そういう交流みたいなものをしていきたいということが今の考えです。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今、町長から意見交換、これについては必要性はあるということで、今後検討するということではありますが、私はインターネットでちょっと調べましたら、道北のある町が、実はアンケートを取っているところがありまして、その中については、次の質問にも入るのですけれども、多文化共生のまちづくりアンケートというものを実施しているところがあります。

これは、令和5年、去年の8月の25日から1か月間の期間を設けて、その中に外国人と雇用している事業主へのアンケート、二つ作りまして、出してあります。それは、外国人はほとんどが技能実習生であったようですけれども42名で、外国人を雇用している事業所10か所に配布して、回答は少ないのですけれども、外国人が19名、事業者は4事業者が回答があったようです。これらは、外国人への質問については、まず、国籍、年齢、性別、日本に来て何年目からか始まって、日本語がどの程度聞くことができるか、また話すことができるか、読むことができるか、書くことができるかなどを質問し、最後に日本語を勉強したいと思われますかというアンケートになっております。

これ、最後の日本語を勉強したいと思いませんかというアンケートでは100%、19人が全て今、日本語を勉強しているという回答であったようです。次に、困っていることは何ですかという質問で、12名が交通手段。これ、ありますね、交通手段。それから8名

が遊ぶ場所がないということです。その他、防災関係もこの中にありますけれども、災害の避難場所を知っているかとか、地域の人たちとの交流、この町の暮らしと仕事に満足しているかとか、町を取組に必要なことは何ですかというような質問をどんどんしていき、最後に町を取組に必要なことというものは、一つとしては1番目には、やはりやさしい日本語教室、これを開催してほしいと。2番目には公共施設やパンフレット、これを多言語化してほしい。基本的にどこへ行っても分からないわけです、この施設というものは。だから、それを作ってほしいというようなことを多くの外国人は、もっと日本語を勉強して町をもっと知りたいと思っている人が多いということが理解できます。

それと、事業主のアンケートについても、4件しか出てきていないのであれですけども、これに対しては、町に対して、何かこういう要望はないのかという話ですけども、それは一つとして、親交を深めるための交流会の開催の支援です。それと移動交通費の支援、それと、やさしい日本語教室の開催、それから外国人相談の窓口を設置してほしいということでありました。陸別町にとっては先ほど町長が言われたとおり、300円ハイヤーがあります。困っていることは恐らくないと思います、町内の移動に関しては。ただ、町外に行きたいということは別な話ですけども。まずは、このアンケートをやってみてどうでしょう。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 非常にいい御意見と思ひまして、参考になりました。

どうしても、アナログ人間ではないのですけれども、やはり人とお話しをするほうが好きなので、行って、お話をしてどうですかということを進めるタイプのほうなので、今、なるほどなと思って、アンケートを取ることも一つなのかと思ひましたので、ちょっと貴重な御意見ということで、それを実現するかどうかということは預からせていただきますが、大変参考になりました。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 本年の6月15日、新聞の総合版の記事によりますと、外国人労働者に関して、見出しに、韓国、台湾、争奪戦もと書かれておりました。内容は、韓国の超少子化により製造業、農林水産業、漁業などの職場に限り、雇用許可制が導入されており、対象業種も拡大しており、今、住宅や労働環境、劣悪な問題となっていることでもあります。台湾においては、これも少子化により1990年から労働力人口が減り、東南アジアの出稼ぎ労働者を受け入れ、さらに2023年には建設業、農業などの4分野に受入れ条件を緩和して、2万8,000人の受入れ増を見込んでいるとの記事でありました。

新聞では、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの資料が、日本、韓国、台湾の外国人労働者数と主な国籍、それから平均月収が載っております。日本の2023年10月の外国人労働者は約204万人。韓国は2023年5月では約92万人、台湾は2023年12月で約73万人となっており、2023年の平均月収については日本の特定技能で23万5,000円、技能実習で21万7,000円。韓国においては、製造業非熟練労働で

28万5,000円。台湾はこれも製造業非熟練労働で14万5,000円。韓国と台湾は、少子化が日本より深刻で、外国人労働者の依存度が一層高く、日本がこの人材獲得競争に勝つためには、賃金アップ、来日手続簡素化などが必要で、さらに日本語教育体制の構築が必要であるとの内容であります。

この新聞内容について、陸別町を訪問している人材派遣コーディネーターに聞いたところ、全くそのとおりで日本への確保が大変だということでもあります。過去に、陸別町に働く技能実習のベトナム人女性においても、陸別町の酪農家で働くことを辞めて、韓国に行って働くことを選択するなど、労働する国の選択の範囲が広がっていることを聞きます。

そこで、今の情勢の中、最低賃金が1時間当たり960円から1,010円に賃金アップしている中、さらに賃金を韓国に合わせるということになると、労働コストアップ、経営困難になるなどの酪農家の声もあり、さらに外国人労働者側としては、円安、物価高騰等により、日本で働くメリットが下がり、日本離れが加速している状況にあります。

そこで、外国人労働者を雇用している一部の酪農家は、陸別町は外国人にとっても仕事終わりにでも楽しめる住みやすい町を考えてほしいとの意見を伺いました。

まずは、外国人労働者を必要とする企業は、育成就労が導入されると、3年で特定技能1号になるための日本語の勉強、そして特定技能になっても永住権を取るまでには、またさらに日本語の勉強と、教育が必要になります。育成就労が導入されると、今までよりは来日手続が簡素化されると推測いたしますので、現在そして未来の外国人の労働環境を考え、町、農協、商工会、関係機関と協議し、増えるであろう文化の違う外国人の長期就労体制とコミュニケーション手段を日本語教育支援体制も協議すべきであると考えます。

私は30年間酪農家へ営業活動をしておりましたが、国際結婚も可能性としてはあると考えておりますし、実際数件、国際結婚も見てきました。十勝のある町村では、町が主体となり、外国人の母国の料理を振る舞い、町民とのコミュニケーションを取るなど、催事を行っていることも人材派遣コーディネーターから聞いております。

総務省は地域における多文化共生推進プランにおいて、多文化共生の地域づくりの観点から、具体的施策が出されておりますが、令和4年では多文化共生推進に係る指針、計画の策定状況は策定している町は全国742町の中、244町で33%であります。ぜひ、計画を策定し、ウェルカムの状態、少子化、労働力不足対応として、外国人の長期就労並びに外国人の定住、永住を考えていくべきと考えますし、その中で、町民とのコミュニケーションの場をどのように考えていくのかなど、町長として今後、陸別町で働く外国人に対し、多文化との共生、日本文化の紹介、日本語教育の体制に関して、今後どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 外国人労働者の関係で、これから特定技能は2号になれば、定住とか移住とかという形に、国の政策も変わってきたのかなど。技能実習の国際貢献から変

わってきた流れがあって。では、どうやって、陸別町はその人たちをここで定住してもらうかという意図というか、そういう質問かなと思います。

当然、今何をしているかということになると、今は特段何もしている状況ではありません。ただ、今後、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、貴重な人手不足の中、外国人労働者の方が来ていただいて、陸別町の経済等々が成り立っているということは、今の現状はそのとおりだと思いますので、先ほど言った交流会がいいのかとか、そういうことでありますが、その辺も、先ほど参考になりましたアンケート等を取ってみるだとか様々ところから、これからどういうふうに入れ、そして、陸別町をいい町だということで住んでいただけるような政策はしていかななくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 最後に、要望という形になりますけれども、様々な国から外国人労働者が増えることで、文化の違いで、いろいろな問題が発生することが考えられます。しかし、日本人の雇用に関しても同じではないかなと思います。

外国人労働者雇用に関してのメリットとしては、まず、人材不足解消と労働力の確保、それともう一つは若い人材が確保できるということがあります。デメリットとしては、言葉の問題でコミュニケーションが難しい。それから宗教などもあり、文化習慣の違いがある。それと在留資格の手續に時間と手間がかかるということがありますけれども、雇用者としては、コミュニケーションをとるために、様々な努力をしている状況であります。

焼き肉などの飲み会の開催、それから自宅へ呼んでの会食、それから時間があれば日帰り、または1泊旅行なども実施して、日本人労働者同様、同様以上に大切に雇用している方がほとんどであります。自宅についても、日常生活に支障がない全てを完備した住宅を、町の補助金を使うなどして、雇用者の独自で提供している状況にあります。

町としても、町民との交流はもとより、外国人と日本の若者の交流の場も考え、陸別町が若い外国人にとって過ごしやすい楽しい町になるような政策・対策を取っていくことが必要であると考えます。

現在、陸別町では、人材確保対策支援事業補助金を昨年から実施しております。特定技能外国人確保を含む、従業員確保に係る経費の補助ということになりますが、陸別町で外国人労働者を紹介する人材コーディネーターの話をする機会がありましたけれども、陸別町の人材確保対策支援事業補助金に関しては、他町村にはない独自の補助金制度であり、雇用する皆様方の負担を軽減し、雇用により、労働生産力を上げることに對し、支援している補助金として大変価値があるものであると聞きました。

特定技能外国人については、日本人の労働者と同様の扱いですから、国からの助成はありません。町民の皆様方にとっては、外国人が増えるということで、永住ができるシステムであることから、治安の意味からも不安に思われる方もいると思われましても、私から見ると、普段から楽しくコミュニケーションをとることで、意思疎通ができて、男女

変わらず、明るいかわいい若者たちです。

特定技能外国人へは、町の対応として、彼らにとって住みやすい楽しい町をつくり、陸別町への長期間の定住、永住を促し、多文化共生の陸別町として考えていただきたい。私は要望いたしまして、この要望で一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 工藤議員おっしゃるとおりだと思っております。今回、外国人の関係の御質問だったと思いますが、日本人の方たちも、一生懸命皆さん働いていただいて、陸別を盛り上げていただいているかと思っております。

やはり、偏った政策という言い方ではないのですけれども、平等性がきちんと保たれる形で、そこばかりということでもないということだと思えます。ただ、今やらなくてはいけないことは、今やらなくてはいけないことで、やはり今、これだけ、工藤議員の今回の質問の中に外国人労働者の貴重な人材が陸別町に来ているところをピンポイントに今日は質問だったと思いますので、そこはそこで、きちんと住みやすい。全体的に言うと、誰もが住みやすいということは当然のことなのですが、言葉の弊害とか、いろいろなこともあると思いますので、そこら辺もいろいろケアできるような形を取りたいと思うのですが、なかなか、どこにたどり着くかという結論は今回なかなか出せないのですが、状況も今日の質問でお勉強になったこともたくさんありますので、今後参考にしながら進んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 以上で4番工藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） それでは、令和6年の9月定例会における一般質問を行いたいと思えます。

いろいろ書かれておりますけれども案件は1件だけです。表題にありますように、市街地における住民が道路を横断する場合の安全確保対策についてということでございますので、別に難しい話ではないと思えますので、できるものはできる、できないものはできないでお答えをいただいても結構でございます。

いずれにしても、私が、後でもありますように、子供たちというか生徒が、後で質問しますけれども、庁舎から保健センターに行く横断歩道がないのは何ですかという話になったので。やはり、交通事情の中で、子供たちが通学路として通る場については、やはり、きちんとした横断歩道があったらいいのではないかということから始まりまして、町内の

横断歩道はどういうふうに一体なっているのだろうと。もちろん、通学路の通る道筋を見てみたら、通告にもありますような事案がありましたので、今回9月の定例会で取り上げていきたいと。

そして、それとあわせて、1番目にあります、交通規則基準というものも今年の3月13日に、各警察等に出されている通達がネットで分かりましたので、それを見ている限り、こういうことを取り上げることが適時かということであげましたので、よろしく、前段で申しあげましたように。

もちろん、相手は、前にも僕、この質問をして、平成30年、それから令和3年に同じような質問をしていたのですけれども、あのときはするものはするという答えがあったけれども、今現在見ていると何も改善されていない面もありますので、あえて、今回で、この横断歩道に関する質問は3回目でございます。

いずれにしても、事故が起きてしまっただけからでは、簡単に言えば、今まで歴史上でも、人間のいけにえがあれば、そこからまたいろいろと見直しかあるけれども、そういうことでは、やはりまずいので、事前に分かる面についての交通事故をなくすために、横断歩道というものは重要だということで。このことについては、警察庁の中でも横断歩道は歩行者優先ですという通達を出しているのです。後から出ているように、交通規則基準というものも出されております。

というのは、交通事故を見ると、いわゆる道路を横断している最中に起きる事故というものが全国的にも非常に高い率があると。もちろん、これは歩行者だけの問題ではないということを今回取り上げているわけなのですけれども、運転手も、横断歩道があれば、そこで止まらなくてはならないと、渡っている人を見れば、当然渡らなければならないという規制があることを遵守するためには、ちゃんと運転手に分かるような表示をしなければいけないということが、今回の警察庁の中で議論され、通達を出されているということ、私自身がこういう書類を手に入れましたので、その場合に、結局どういうところがどうなのかということについてみたいと思います。

御存じのように、本町は国道が南北というか西のほうからというのか東のほうからというのか、どちらにしても、1本ちゃんと町の中にあります。そして、道道は3路線あります。これは御存じのように通告しましたように、道道は135号、これは白糠線です。これは北見から来る白糠線です。

先般、議案の中にも高規格道路の下の町道が廃止になったという点で、そしてトマムに来て、それから町の中でいえば、浜田旅館というかお寺の前から白糠に行く、この路線だと思います。それから620号というものは苦務線です。これは、今ちょっと話をしましたけれども、訓子府から小利別抜けて、先ほど言った高規格の下を通ってくる。そしてトマムの中で、トマムの中でもいわゆる、あそこで二股分かれているのです、大誉地に行く道とか。それから陸別で言えば、町水道の浄水場、あそこに行くときに分かれるのですけれども、その中でいけば、大体3路線が道道と交わる。そういう中で、道道の場合について

は、土木現業所、あるいは国道は開発局と。そういった意味で、前回質問したときには最終的に公安委員会が認知しない限り、いろいろと動かないという話が、さきの町長の答弁をいただいております。

しかしながら、町民の命を守るために、現地の町行政がその各開発にしても、公安にしても、土木現業所にしても、やはり要望をしていかないと動かないような気がしますので、私は今回の質問で強く要望をしていってほしいということを前提に話をしていきたいと思います。

横断歩道のことについて特化して話をしていくわけなのですが、このことについては、先ほど言った、通告にもありますように、交通規則基準、いわゆる歩行者が安全に道路を渡るために必要だと、それがいないために交通事故が起きたり、あるいはあっても運転手たちがそれをきちんと守らなかったりすると、そういったことで不要な事故が起きてしまうということで、この辺についてはやはり、もちろん町民の皆さん方にも道路を渡る場合における注意を促すことが必要だと思いますけれども。

いずれにしても車対人間の話でございますので、やはり、陸別の町の中の安全を進めるためには、陸別に入ったら、きちんと横断歩道の前で徐行をしながら、歩行者がいたら止まるようにとかという、そういうことをやはりきちんと、これは道交法で決められていることですから、当然違反すれば、いろいろ罰金等になります。

いずれにしても、前段で言いましたように、事故が起きてからでは遅いので、私は、今回の質問の中では、横断歩道のないところ、あるいは消えかかっているところはきちんと直してもらいたいということを前提でお話しいたしますので、よろしく願いいたします。

言うまでもなく、今先ほど言った道路規制基準によりますと、交通量及び横断歩行者の多い場合については、歩行者の安全を確保する必要がある場所、このことについては駅、学校あるいは病院等について、またバス停付近において、必要な場所についてはきちんと横断歩道を設置するものと言われております。ですから、新設、今あるものについてはもちろん、きちんと明確にする必要もあると思うので、その辺を今後の対策としていってほしいと思います。

横断歩道の類似項にもあるように、前回僕が質問したときに、例えば、駅、国道と津別線の交わる場所には信号機、唯一、陸別で十字路のところに信号機がある場所は陸別はあそこだけです。そこから、足寄に向かう方向についての横断歩道といったのですが、そのときに町長の答弁は300メートル以内であればできないという話だったので、結局、この基準の通達によりますと、そういう場所があっても、必ずしも300メートルでなくても、横断歩道を設けることができますということも書かれております。それは、この中に、おおむね100メートル以上、あるいは道路幅が3メートル50以上あればとなっておりますので、その辺も考えた上で御答弁願いたいと思います。

そういった意味で、とにかく、基準も新しく改正されているということで、結構、交通

事故を防ぐためにも、前段にも言ったように、横断歩道がない場所でも起きるし、あっても起きると、その辺について、ちゃんと運転手はその基準を遵守したり、あるいは歩行者もその習慣を身につけるといふか、道路を渡る場合に。そういうことの意味合いで新しい改正が今回されたということでもあります。

そういった意味で、結局、この基準に基づいた設置の目的とか、私、今回10日前ぐらいに通告しておりますので、もちろん、この通告を見て、町側では現地を見たり、町の中を見たと思うのですけれども、その辺のことについての、どういう認識でいるのか、そのことからスタートしたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 今の質問のこと、300メートルの関係のことを答えればよろしいですか。

前回の300メートルではなくて、きっと多分言わんとしていることは、エコープの前の話でいいですか。当時の答弁でいきますと、150メートル以上ということで、きっと、今、議員おっしゃっている今の基準ですね。横断歩道の基準というものは、市街地では100メートル以上の間隔ですね。議員おっしゃるとおり、そこに様々な商業施設だとか、歩行者の関係で利用が多いとなれば、それは短くてもいい。これは横断歩道です。信号機となると、そのときの答弁は、多分、信号機を設置するとなると150メートル以上ということで、そのときに多分、エコープの前が危ないということで質問されたと思うのです。公安のほうからの回答では、そういう回答であります。

横断歩道であれば、100メートル以上なのではけれども、100メートルでなくても設置できるからできるのではないかという多分発想になってくると思うのです。そこで、なぜ、それもできないかという、足寄側から入ってくると、カーブでギュッと入ってきて、視界が、交差点、陸別の信号機が一つという意味ではなくて、交差点が一つという意味だと思うのです。その交差点が目に入って、その手前の横断歩道に目がいかないのではないかということで、そこに設置すると、逆に危険だということで、そこには設置できないという回答を得ております。

自分自身も、あそこへ町民の皆さんが買物に行くために非常に通ることが多いなど。当然なのではけれども、そう思っている認識はあります。ただ、やはり、そこで、つけてほしいという要望の中では、そういう回答を得ていて、今そこに至っていないということは事実であります。やはり、そういう回答を聞いたときに、自分が運転をして行って、そこに横断歩道があることに気づかずに行ってしまうのではないかと、自分で思ったところもあります。なので、なかなか、そこに横断歩道をつけることは難しいのかなと。それと、あそこはTの字でぶつかっていくので、そういう場所に横断歩道をつけると、逆に危ないという回答も得ていますので、その辺は、今そういう回答のところでは止まっていることは確かであります。

横断歩道は、次の質問とかになっちゃうのかもしれませんが、消えかかっている

るとか消えているとか、それは通告いただいて、本当に大変申し訳ないのですけれども、僕も朝歩いて役場に來ているのですけれども、本当に谷さんの質問をいただいて、本当にそんなに消えているのかということ、いつも横断歩道を渡りながら來ているはずなのに、なかなか認識していなかったことも確か、本当に申し訳ないと思っているのですけれども。総務課長と一緒に回らせていただいて、現在、市街地には15か所の交差点に25本の横断歩道がありまして、あと、小利別には1か所、2本の横断歩道があります。くまなく、総務課長もぐるっと回っていただいて確認したところ、やはり議員御指摘のとおり消えかかっている、本当に消えかかっているというか消えているところもありますので、この辺も今までも要望はしております。警察も認識はしていることは確かなのですが、やはり、緊急性だとかいろいろと順番もありますので、それは時間もかかっていくことなのかということもありますが、今までも要望していますし、これからも要望していくことは変わらないでやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 全般的に、私が通告した後、町長と担当の総務課長と見て歩いてくれたということについては、即対応できるスタイルを取ってくれたのかと思っております。

そういった意味で、いずれにしても、交通安全上、歩行者を守る上、あるいは不要な事故でドライバーにそういう簡単に言えば、前方不注意云々とか、いわゆるそういうことで事故ってからでは遅いので、その辺を明確にしていくと。

先ほど、町長が前段で言っていました。信号機の関係は、歩行者を守る上で、きちんとした信号機、それから道路標識、それから道路標示というものは白線、道路に書いてある、この三つによって、いろいろスピード関係の規制とかそういうものはありますけれども、一応、歩行者を守る上では、この三つの基準があるのですけれども。

いろいろ、この改正を見てもみますと、信号機のあるところから、今、町長が言った150メートル以上とか以内とか、そういうものについてはできないとか、いろいろあるけれども、先ほど言った前の町長も足寄から来たとき、カーブがあって上り坂なので、あそこで横断歩道があって、一時停止すると、かえって交通の事故の率が高くなると。

あえて、私、最後のほうにも書いてありますけれども、やはり、当初考えられていた陸別の交通事情というものは、量の問題、車の。これはやはり、オホーツク街道が出来上がってから、かなり、もう今まであまり見たことないナンバーが来てみたり、北見から來る車がすごい多いのです。町長も前に言っていましたけれども。信号機からあそこまで、もとの早坂商店かな、あそこまでつながってしまうぐらい、やはり量が多くなっている。それから、津別陸別線も交通量が多くなっていると。だから、当初考えられていたよりも交通量が多いということは、やはり認識してもらいたいと思っています。

それによって、陸別にいかに過疎地といっても、やはり住んでいる人たち、それから先

ほどの議員が質問しておりましたように、やはり外国人の人たちとか、新規就農者とか、そういう人たちが来て、あえて、これは自慢してもいいと思うのだけれども、やはりそういう人たちの移住者が来ることによって、陸別は前回の記事から見ると消滅町村には免れていると、これは人口が増えたということだと思えるのですけれども。

そういった意味からいくと、今後、オホーツク街道も小利別から陸別まで、きちんと整備されれば、なおまた一層交通量が多くなると。そして今言ったように、今まで少ない人口だからという感覚ではなくて、やはり、多くいる人たち、それから今言ったような人たちが移住者が増える、これは日本人だけでなく外国人も、やはり交通のルールをきちんと守った上でいく上で必要なところなので、やはりその辺を考えていかななくてはならないのではないかということも含めて、私は質問しているので、その辺の対応、少ないとか小さい町だからではなく、交通量も多くなっているという観点から、強く関係機関に要望していったほしいと思うのですけれども、その辺はどういう考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 先ほどのちょっと訂正させていただきたいのですけれども、歩道、横断歩道の設置については、先ほど議員がおっしゃったとおり、警察から公安ということで、先ほど意見が戻ってきたものは公安からではなくて、警察から先ほどの、エコープ前の回答を得たという。先ほど、私、公安と言ってしまったので、警察からいただいたということで訂正させていただきたいと思います。

交通量が、議員おっしゃるとおり、ものすごい増えてきて、本当に道路1本で、これで変わるのかというぐらい、高速が小利別まで来て、先ほどおっしゃったとおり、北見からの車がものすごい、十勝にというか陸別町に入ってきていることも事実でありますし、あと、津別陸別線は大型ですね、大型車両が本当に多いなど。その分、やはり道路も傷みますので、その辺の上陸のほうの線形改良だとか、様々な要望をさせてもらっております。

それと、交通量が増えれば、議員おっしゃるとおり、事故の確率も高くなったりだと安全面の不安がそうなることは当然かなと思っています。様々な御意見をいただきながら、横断歩道に関しては、要望をしていかななくてはいけないと思っておりますが、今までの経緯の中で要望をした中には、こういう回答をいただいているというところも事実のことなので、ただ、事故が起きてからでは遅いという話もごもっともだと思います。

そんな中に、粘り強く要望をして、例えば、横断歩道がつかないのであれば、どういう交通安全というか、今のエコープの前とつかないのであれば、どういうことをしていかななくてはいけないのかということも併せて考えていかななくてはいけないのかと。横断歩道をつけたから安全ということではなくて、そこは皆さんが本当に通っていく危ない場所ということなので、そこを皆さんで、横断歩道だけの交通安全だけでなく、それができないのであれば、どうしていかななくてはいけないのかという部分も考えなくてはいけないのかなと。

それと、先ほどから、子供たちの交通の関係ですが、そこら辺も交通指導等、児童・生

徒、保育所もそうですけれども、行っていることも事実なので、危ないところには行かないようにという指導もしておりますので、併せて横断歩道だけでなく、そういう交通安全に関しては今までもやってきましたし、改めて、こういう御意見を聞きながら、どうあるべきかということは検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今言ったように、交通安全の標識表示、あるいは信号機だけでなく、ここの中に出されているものの中で、歩行者保護ポスターというものが、ネットに出ているのですけれども、こういうものを各校に配布するか、あるいはこういうポスターをきちんと掲示しながら、歩行者に喚起させるというのですか、そういうものが必要だと思う。これは2種類あるのです、縦横の。歩行者保護リーフレットというものもあります。

そういった意味で、やはり、交通量も多くなってきたので、町民の皆さん方、今までと違う、やはり、交通安全のためにという啓蒙をしなくてはいけないのではないかと、私はこれを見て感じたわけなのですけれども、その点については、通告はしていませんけれども、今、町長が言ったように、そういう標識表示だけではなくてということをしていましたので、その辺についてはどうですか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 交通安全の住民の集い等々もありますし、職員のほうは研修等々で、職員研修もやらせていただいておりますし、きっとそういうことでやっていかななくてはいけないことなのかと思っております。

必要であれば、広報だとか様々な形で、交通量も増えていきますとか、安全面に対しては、そういう啓蒙活動をしていかななくてはいけないのかと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 交通安全協会というのか、陸別にもそういう組織があります。そういった中で、本当に町民一人たりとも犠牲が出ないような体制を。これは先ほども言ったように、とにかく、道路を横断している事故が多いということは全国的なものです。

だから、ほとんどが道路横断のときに70%、先ほど言った統計もありますので、やはり安全に、それでも、なおかつ暴走したり、あるいは歩行者がきちんとしたルールを守らない面もあると思いますけれども、そういうことをすることに、きちんと表示することが大事だと思うのです。

先ほど、話が行ったり来たりになるかもしれませんが、町長自身が総務課長と道路を見た段階での、いわゆる、僕が申告しているのですけれども、消えかかったり、あるいは消えて、ほとんどないというか見えないというか、そういう場所については、どういう対策を取ったのか、今後取る考えなのか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 今までも、先ほど答弁しましたが、随時要望はしております。

緊急性の高いところから工事が進められるということで、本当に完了までには時間がかかるということも御了解いただきたいと思います。

先ほども申しましたが、本別警察署のほうも今回の件でいろいろと意見交換もさせていただいているところで、現状も当然、毎日パトロールしておりますので把握していただいているところであるので、先ほど言ったように順番という言い方ではないのですけれども、そういう形で随時要望しておりますので、歯がゆい部分があるかもしれませんが、今そういう状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 前段にも言いましたように、事故が起きて犠牲が出てからは、いけにえなんて、そういう状態にならないように取り組んでいってほしいと思います。

いずれにしても、これは町の行政予算で直すわけではありませんので、もちろん、道の開発、土木現業所とか、あるいは国の開発、そういうものになると思うのですけれど。この通達の中で、一番下に書いてあります、歩道の表示は45センチ間隔であったのが90センチでも、ちゃんとドライバーに見えますということが言われておりますので、半分は済むという経費、そういうことも、やはり頭に入れて、ちゃんと優先的にしていってほしいと思います。

それから、一停の場所、一時停止ですね。その場所には横断歩道の標識はなくても、表示だけでもいいという点からも、経費があまりかからないのではないかと。ネットによると、一つの信号機作る場合ですけれども、300万円ぐらいかかると書いてある。だから、300万円を一気にそこでするとなったら、相当な財政的な負担があるので、順番待ちみたいな、そういうふうにネットでも書いてあります。そういうものでもないと思うけれども、やはり、先ほど言ったように、陸別はまだ大した人もいないし、車も通りが少ないのではないかという認識は、先ほど言ったように拭い去ってほしいと思いますので、その辺について強く言って、簡単に言えば、年度途中でありますけれども、来年の予算に間に合うように常に要望していってほしいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 本別警察署とも密に、陸別駐在所と、本当によくやっていただきまして、随時何かあると、すぐコミュニケーションがとれる環境にあります。

本当に、今、陸別駐在所も毎日パトロールしていただいているところであります。というのは、安全の面もあると思うのですけれども、そういう陸別の現状もきちんと伝えていただいていると思っています。その中で、町としても要望させていただいているので、そこは十分、小さな町だからだとか、人口が少ないからという問題でなくて、これだけ交通量が増えてということは、様々な、私自身も東京に行ったりだとか、いろいろな議員さ

んの中で、この交通量の問題に関して、特に今、高速道路の要望でも行かせていただいているのですけれども、言わせていただいているので、皆さん、認識はしていただいていると思います。

その中で、どういう予算措置でこうなるかということは、私たち要望する側のほうにとっては相手側のほうのことになるので、そこはどうも答えが言える立場ではないのですけれども、これからも粘り強く要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） このことに関して、今、町長が言ったように要望しているというのですけれども、やはり辛口的に言わせてもらえれば、消えて見えなくなっている歩道があることについては、歩いていても分からないです、はっきり言って。ここにあったのかなど、標識があるから、あったのだなど。まるはやの前なんかは特にそうですね。ちゃんと歩道の標識がある。だけれども、道路は何もない。

だから、やはり、辛口的に言えば、お巡りさんというものは、町内の中を回って歩くから、お巡りというのだという話を前に、講演で聞いたことがありますのですけれども。やはり、見て回っていても、やはり気がつかない面があると思うのです。昨日今日消えたものではないと僕はないと思うのだ。だから、そういった意味で、現地の警察の方に御苦勞をかけるけれども、やはり早急に直すようにとか、そういった姿勢を持って行ってほしいというふうにして、町から言われたから、するとかしないではなくて、その辺を常に喚起してもらいたいと思いますので、やはり、さっき、町長が歩いてみたけれども、あまり気がつかなかったと。家の前のあそこなんかも、ほとんど消えかかっていますよね。そういった意味で、やはり、なかなか、注意してみないと、国安商店の前だって、あれは道道だけれども、ほとんど消えていますよね。

そういった意味を、やはり、何となく歩いて、何となく分からないという状態がありますので。やはり、子供たちにすれば、あくまでも横断歩道を渡りなさいという意味合いで、僕も通学路、新町からずっと来る中でいったら、やはり歩道がないところがある、交差点で。それは、例えば、しらかばから警察に向かうところの十字路。橋のすぐ。あそこは車通り少ないからというけれども、やはり、歩道をきちんと設けることによって、子供たちに歩道を歩きなさいという習慣づけをするためには、僕は必要な場所だと。先ほども言ったように、今あるもの既存については、きちんと修正して、必要な場所については、僕も前回言った唯一の商店なのです、エーコープにしても、セイコーマートにしても。そこに行くために、やはり、信号機を渡ればいいのかといのですけれども、そういうものではないような気がするので、やはり、この基準で改正された中では、病院のところも最終的に農協から来て、道道の白線にぶつかるころ、そこの道もないのです、結局。あるとすれば、警察の前のほうまで行って回るか、あるいは庁舎の前にある信号機で向こうに行くか。その辺、信号機渡ったからといっても、病院に行く方向には歩道がない

のです。

だから、そういった意味で、やはり、動線上、きちんと確保する上で、子供たちにはちゃんと道路を渡るときには歩道を渡るのだよという、行き止まりにならない感覚ということは必要だと思いますので、その辺も要望しながら。とりあえず、消えかかったり、消えているようなところは、早急に直してほしいと要望を強く言ってほしいと思います。

そういった意味で、5番目にあります、交通量の調査というものは、いつ頃されて、これからする気があるかどうかについて質問したいのですけれども。これは先ほど言ったように1時間当たり300台以上あるところは、信号機を設けなくてはならないという、先ほどの基準にもあるのです。そういった意味合いからいくと、交通量をやはりきちんと、データの的にも取る必要があると思うのですけれども。過去にやって、今現在、検査していないから分からないと思うのですけれども、推定でもいいですから、そういうものがあれば、町長お答え願いたいです。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 先ほどの質問の中でないのですけれども、結局、結果的に横断歩道がちゃんと改修されていないという御意見です。結果がそうなのですけれども、その間、何もやっていないということではないということだけは。そこをお巡りさんが回っているとかって、ただ回っているだけではなくて、そこら辺は、きちんと駐在所のほうもやっていただいております。それは本当に日々実感していることなので、ただ回っていて、気づいていたとか気づいていないとかではなくて、私たちが言う前に、もう分かっていますという状況もありますし、気づかない部分をこっちが言ったりだとか、その辺のところはなっているので、そこは御理解いただきたいと。

ただ、結果的になっていなかったら、何もやっていないと言われたら、それまでなのですけれども、横断歩道のことに関しては、なかなか要望して、すぐ結果が出てくるものでもないのです、そこは御理解いただきたい。粘り強くという言い方もさせていただきますし、これからも要望はしていきたいと思いますので、御理解していただきたいと思えます。

それと、交通量の調査です。今までもやったことはありません。今後、今現時点で交通量の調査は考えておりません。

交差点の安全性については、通学路の関係にもなるのですが、通学路安全推進会議など関係機関が集まる場で協議をいただいているところなので、そこら辺で必要性があれば要望をしていきたいという形なので、交通量調査をして、ここが交通量が多いから横断歩道をつけてという発想でなくて、やはり、コンパクトにまとまっている町なので、様々な推進会議だとかそういうところに御意見が来た中で、こういう場所にといいところに行くような手段を今取っていますので、交通量調査というものは今までもやったことはありませんし、今後も考えてはおりません。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 最終的に、目視というのですか、人間の目で見て、何台通ったということをカウントしていかなくてならないという面もあるし、それなりのお金に関わることもあるけれども、僕はきちんとデータ的に取って、ここの基準の中にもありますように、1日1時間、24時間のうち、特に多い1時間の範囲で300台以上あれば、信号機をつけるとか、そういう基準が示されていますので、やはり、データ的に、今現在、何台ぐらいあるのかぐらい、きちんと取って。やはり、何でもデータがものをいいますので、数字が全てですので、その辺をお願いして行ってほしいと思います。

時間的な問題もありますけれども、③です。下陸1号通りと、僕はゼンリンの地図でちょっと書いたのですけれども、ここで、その名前ではないということでしたけれども。いわゆる学校、小学校も中学校も、いわゆる学校通りと言ってもいいと思うのですけれども、そこに木が茂っている場所が1か所あります。頭にかぶさってきている、その木をやはりきちんと取らないと、決して、あの下を子供たちが通る上で、雪が降っている場合は上から雪が落ちてくるので、多分通らないと思うのです。だけれども、やはり、きちんと子供たちが安全に学校に通うために木を切って、これも他人の、町民の方の木だと思えますけれども、その辺を協力を願って除去するようなことをしてほしいと。

それから、平成30年のときだったと思うのですけれども、小学校前にある信号機が傾いていることを直してほしいということで、前町長にも言ったのですけれども、その辺については、できないと言わなかったのですけれども、あれからもう何年もたって、いまだかつて直されていないのですけれども、その辺について2点についてどういう対策を取ったかをお願いします。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 先ほどの交通量調査は、一つだけ補足させていただきたいのですけれども。警察のほうでは交通量調査はしているようであります。それは一応、報告というところでお願いします。

支障木に関しては、民地から生えているものに関しては、そこの所有者に対して切ってくださいという依頼をするしかないと思っております。

それと、信号機の傾きについては、以前から議員御指摘のとおり傾いております。これ、何度も要望しております。そこで、本別警察署の地域交通課から、今年度の工事予定に計上されているので、年度内に修繕される見込みということで回答を得ております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 最後の質問になろうかと思うのですけれども、6番目のカーブミラー。これは数か所あることを、僕自身が見たのですけれども、設置は適切かと。ないところもあるのですけれども、必要な場所はどういうふうに判断しているか。

ここで質問していることは、上斗満地区に、とまむ園からか、平野さんの前、あそこに

カーブミラーがあるのです。そのカーブミラーを見る限り、そばに電柱があつて、3分の1はカーブミラーの役目をしていないのです。だから、あれはちょっと移設するか、もっと上斗満の奥のほうにというか電柱を避けた状態のカーブミラー、カーブミラーの役目を果たしていないということを苦言申し上げて、直してもらいたいということを申し上げて終わりたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 様々な御意見を聞きながら、カーブミラーについては毎年点検を行って、角度を直したり、様々なことをやっています。

今の場所は道道なので、道とちょっと協議をさせていただいて、要望を言っていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

今後、全てが完璧にということではなくて、例えば、いろいろな自治会に顔を出させていただいたときに、ここのカーブミラーが曇っているとかいうことも、すぐに対応できるものは町としてできるもの、あと、道にお願いしなくてはいけないものとか、いろいろあるのですが、やれることは今までもやってきて、磨いたり、取り換えたりとかやっておりますので、日々のパトロールの中で、気づいたことはやっております。

でも、その中で、やはり、目が行き届かない部分もいっぱいありますので、議員からもまた御指摘をいただいたりして、瞬時に対応していきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 最後とって、最後になりますけれども、何となく無意識の中で、事故を起こさないように前方を見ながらやっているから、そういう細かいところまで、私自身も正直言って、これを取り上げる上で、一体道路はどうなっているのだろうということで、注意して見ると、いっぱい問題があったということなので、やはり、少なくとも、先ほども言ったように苦言的に言えば、担当もやはり道路をきちんと。道路の凸凹とか、そういうものも、もちろん、交通安全上、問題がありますので、そういう管理というか、維持管理も注意して見てもらいながら、町民が安心して、運転にしても、歩くにしても、安心して道路を渡って、住みいいまちづくりのために考えていってほしいと思ひます。

町長が言ったように、決してないがしろにしているわけではないということは、十分分かっています。自分も、これを取り上げるに当たって、注意して見たからこそ分かったわけで、それまで何とも思わないでいたという、これも僕自身の感覚なのですけれども。やはり、そういった意味で、担当者だけを責めるわけではありませぬので、十分、町民の方が安心して、表題にあるように、安心して歩行者が住み、道路横断できる、やはりそういう形を充実していってほしいということを強く申し上げまして。強くというよりも、一つの提案としてやってほしい。よろしく、各関係には提言していってほしいと思ひます。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

普通に、何事も起きないでいると、当たり前のような生活になっていて、でも、そのときに、やはり、議員のように、あれって思うようなことを言っていただけると、やはり、大きなことが起きる前に防げることもあると思うのです。今の横断歩道もしかりだと思いますし、信号機もそうだと思いますし。やはり、そこには、できることとできないことがある中に、では、どうしていったらいいのかということが進め方だと思うのです。その中に、本当に自分たちがやってきたことを行政として、至らなかったことというものも正直に申し上げながら、やはり改善していくということは必要なことだと思うので、これからも様々な御意見をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） しつこいようですけれども、時間があるので、ちょっと確認しておきたいことは、4番目かな。病院と保健センター、子供たちの要望の中に、保健センターと庁舎の前における要望があった。これは通告していないですね。保健センターから病院に渡る横断歩道。ここの庁舎の横。そこが、今、信号機はあるけれども、向こうの学校へ行くために病院側に行けないという意味合いで出されておりますので、この辺について、やはり、子供たちが不安に思っている点が、アンケートに出ていますので、その辺について取り組んでもらえますかということで終わりたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） そこですね。押しボタンがあって、緑と太陽の広場に渡る道路のことでいいのですよね。

この場所は過去に要望を出し、当時は、設置に向けて進んでいた経緯がありましたが、現在まで設置に至っておりません。

過去はそこをつければ、向こう側の公民館に行けるだとかいろいろな議論の中に設置に向けた動きがあるのですが、現在は至っていないということで、今後そこは必要な場所と思っておりますので、設置に向けて要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） これで、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

○議長（久保広幸君） 次に、日程第3 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件については、配布してあります議会関係諸般報告つづりにありますとおり、町長より諮問がありました。

諮問内容の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

今回、人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を求める件につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づくものでございます。

人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないことと規定されております。

人権擁護委員としての条件は、一つ目は選挙権を有する住民であること、二つ目は人格、識見が高いこと、三つ目は広く社会の実情に通じていること、四つ目としては人権擁護に理解があることと規定されております。

このたびの人権擁護委員につきましては、本年12月31日付で任期満了となります現委員の土屋たか子氏の後任に、佐久間則勝氏を推薦しようとするものであり、今定例会で議会の御同意をいただくものであります。

佐久間氏は、昭和42年1月24日生まれの満57歳。

住所は陸別町字陸別78番地5。國學院大學文学部を卒業され、平成28年から陸別神社の禰宜を務められ、現在に至っております。

佐久間氏は人格、識見とも高く、人権擁護委員を務めるには適任者と考えておりますので、よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 諮問内容について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

本件は、討論を省略し、起立により採決を行います。

お諮りします。

本件は、佐久間則勝氏を候補者として、適任と意見を付し、答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は、佐久間則勝氏を候補者として適任と意見を付し、答申することに決定しました。

---

◎日程第4 意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出に

## ついて

○議長（久保広幸君） 次に、日程第4 意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読してもらいます。

事務局長。

○事務局長（請川義浩君） 北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制

度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月。

北海道足寄郡陸別町議会。

議長、久保広幸。

○議長（久保広幸君） 提出者の工藤議員から趣旨説明を求めます。

工藤議員、登壇願います。

○4番（工藤哲男君）〔登壇〕 ただいま事務局長が朗読いたしました、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出に当たり、趣旨説明を申し上げます。

本案に当たりましては、8月30日の議会運営委員会において協議し、委員会全員の賛成をいただき、9月3日の議員協議会の中で趣旨説明させていただいていたところであります。

それでは、趣旨説明をいたします。

本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害による交通障害、通学路における交通事故、地震等のリスクが増大する中、道路の老朽化、整備等、多くの課題を抱えております。

これらの課題を解消し、北海道は主力産業である農林水産業をはじめとして、食産業や観光業においては、陸路を中心に道路が重要な経済的役割を果たしており、高規格道路から市町村道路に至る道路網の整備は、北海道の経済を支える基盤確立のため、必要不可欠なことであります。

国においては、防災・減災、国土強靱化のための、5か年加速化対策を計画的に推進しておりますが、さらに継続的安定的に進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年中に策定を促し、必要な予算財源を別枠で確保し、現在、物価高騰と賃金上昇により、地方財源が依然として厳しい中、道路整備・管理の充実に向け、長期にわたり継続できるよう、特段の措置を講ずるよう、国土強靱化のため、強く国へ要請するものであります。

以上から、衆議院議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣に対し、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、意見書案第2号の国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出者からの趣旨説明といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認め、意見書案第2号を採決します。

意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 発議案第3号議員の派遣について

---

○議長(久保広幸君) 日程第5 発議案第3号議員の派遣についてを議題とします。  
お諮りします。

お手元にお配りしております発議案のとおり、10月3日に産業常任委員会による、津別町、小清水町への視察に、議員全員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は議長発議のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長(久保広幸君) 日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。  
議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75号の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

---

○議長(久保広幸君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 1時14分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員